

静岡市公立小中学校事務職員会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は静岡市公立小中学校事務職員会と称する。(以下「本会」という。)

(事務所)

第2条 本会の事務所は会長在籍校に置く。

(目 的)

第3条 本会は学校教育充実のため事務職員としての職務能力を高め、学校事務の向上に努めることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究・研修に関すること
- (2) 学校事務の改善に関すること
- (3) 学校事務職員としての資質の向上を図ること
- (4) 厚生に関すること
- (5) その他本会の目的達成に必要なこと

第2章 組 織

(会 員)

第5条 本会は静岡市公立小中学校に勤務する事務職員(以下「会員」という。)をもって構成する。

(支 部)

第6条 本会に支部をおく。

(専門部及び特別委員会)

第7条 本会の事業を行うため次の部をおく。

- (1) 事務局
- (2) 研究部
- (3) 情報部

2 事業の執行にあたり必要なときは特別委員会を設置することができる。

第3章 機 関

(機 関)

第8条 本会に次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 代表者会
- (3) 総務会
- (4) 支部会
- (5) 専門部会

(総 会)

第9条 総会は会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 総会は毎年一回開催する。ただし、会長が必要と認めたとき及び代表者会の要請があった場合は臨時に開くことができる。
- 3 総会の議決事項は次のとおりとする。
 - (1) 役員承認
 - (2) 事業計画及び事業報告承認
 - (3) 予算及び決算承認
 - (4) 会則改正
 - (5) その他重要な事項
- 4 議決は出席者の過半数以上の賛成を必要とする。ただし、会則改正については別に定める。

(代表者会)

第10条 代表者会は顧問、会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計、研究部長、情報部長及び支部長で構成する。ただし必要に応じ会長が認めた者を加えることができる。

- 2 代表者会は次の事項を審議する。
 - (1) 総会議案
 - (2) 各部事業案
 - (3) 会計に関する事
 - (4) その他必要な事項

(総務会)

第11条 総務会は会長、副会長、事務局長、研究部長、情報部長で構成する。

ただし、必要に応じ会長が認めた者を加えることができる。

- 2 総務会は本会の事業全般に関わる協議を行い、基本方針の検討及び各部局間の調整を行う。

(支部会)

第12条 支部会は各部事業の推進・定着化を図るための連絡調整を行う。

(専門部会)

第13条 部長が必要とする場合は部会を開くことができる。

第4章 役員及び監事等

(役員)

第14条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 事務局次長 | 1名 |
| (6) 研究部長 | 1名 |
| (7) 情報部長 | 1名 |
| (8) 支部長 | 6名 |

(会計監事)

第15条 本会に会計監事2名をおく。

(役員及び会計監事の選出)

第16条 役員及び会計監事の選出は別に定める役員等選出内規による。

(顧問)

第17条 本会に校長会顧問をおく。

- 2 前項の他、会員の中より会長が委嘱した者を顧問としておくことができる。
- 3 顧問は本会の運営に関し助言する。

(任務)

第18条

- (1) 会長は会務を総括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- (3) 会計は本会の会計を行う。
- (4) 事務局長は事務局の事業を総括し事業を推進する。
- (5) 事務局次長は事務局の総務に関する事業を推進する。
- (6) 研究部長は研究部の事業を総括し事業を推進する。
- (7) 情報部長は情報部の事業を総括し事業を推進する。
- (8) 支部長は支部内の連携を図り、各部の事業を支援する。
- (9) 会計監事は本会の会計について監査する。

(任期)

第19条 役員及び会計監事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。欠員を生じ補充したときは前任者の残任期間とする。

第5章 会 計

(会 計)

第20条 本会の会計は別に定める規則による。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 会則の改正

(改 正)

第22条 本会の会則の改正は総会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(細 則)

第23条 本会の運営に必要な細則は別に定めることができる。

附 則

この会則は平成15年4月1日から実施する。

平成17年4月13日一部改正	平成17年4月1日から適用
平成18年4月12日一部改正	平成18年4月1日から適用
平成19年4月11日一部改正	平成19年4月1日から適用
平成21年4月10日一部改正	平成21年4月1日から適用
平成23年4月 8日一部改正	平成23年4月1日から適用
平成25年4月12日一部改正	平成25年4月1日から適用
平成27年4月10日一部改正	平成27年4月1日から適用
平成29年4月14日一部改正	平成29年4月1日から適用
令和 6年4月10日一部改正	令和 6年4月1日から適用